

姫路市立高等学校校舎等整備にかかる基本構想・基本計画策定支援業務委託要求水準書

1 業務の目的

姫路市立高等学校（以下「市立高校」という。）は、姫路市立姫路高等学校・琴丘高等学校・飾磨高等学校の発展的統合校として令和8年4月に開校した高等学校である。

市立高校は現在、姫路市立姫路高等学校の校地において1学年9クラス360人に対し、教育活動を行っているが、今後、新校舎を旧中央卸売市場跡地に整備し、移転する計画である。

本業務は、市立高校の校舎等整備にかかる基本構想・基本計画の策定に必要な調査、検討及び素案の作成等を行うものであり、基本構想・基本計画において決定する整備コンセプトや校舎等施設の機能、学習空間のあり方は、質の高い高等学校教育を進めていく上で根幹をなすものである。

また、市立高校の整備にあたっては、社会とのつながりを教育に活かすことができる良好な教育環境の構築に加え、市立高校を地域から親しまれる開かれた学校とするなど、市立高校及び周辺インフラ（駅前広場や周辺道路等）の整備とあわせて地域の魅力向上につなげていくことが重要な視点であると捉えており、それらの視点を踏まえつつ、経済性、安全性、周辺施設との連動性、地域への影響または効果などを本業務委託で検討するものである。

2 業務名称

姫路市立高等学校校舎等整備にかかる基本構想・基本計画策定支援業務委託

3 業務位置、敷地の概要（別紙1位置図を参照）

- (1) 敷地の位置 姫路市延末字惣水 274 番 1 ほか 76 筆（旧中央卸売市場跡地）
- (2) 敷地面積 58,296 m²
- (3) 用途地域等 準工業地域、大規模集客施設制限地区
- (4) 指定建ぺい率、容積率 60%、200%

4 業務期間

契約締結日から令和9年（2027年）3月31日（水）まで

ただし、市議会等への説明資料として、段階的な成果品の提出を求めた場合には、速やかに成果品の提出や資料等の作成を行うこと。

5 業務内容

受託者は、発注者の要求を確認し、業務体制、工程、方針を策定したうえで、以下の業務を行うこと。

【基本構想】

国・兵庫県や姫路市が策定している教育関連計画等を踏まえ、施設整備の根幹となる考え方を整理する。

(1) 現状把握及び前提条件の整理

- ア) 国の教育基本振興計画、兵庫県のひょうご教育創造プラン等教育関連計画の把握
- イ) 姫路市教育大綱、第3期姫路市教育振興基本計画、姫路市立高等学校在り方方針、学校施設長寿命化計画等の教育関連計画の把握（8の（8）参照）
- ウ) 姫路市の高等学校教育における学校施設の現状及び課題の整理

(2) 施設コンセプトの検討

- ア) 市立高校のスクールポリシー（別紙2学校案内を参照）を踏まえた次世代の人材を育成するために必要となる施設機能・学習空間のあり方の検討
- イ) 地域に開かれた教育施設とするための施設コンセプトの検討
- ウ) 生徒・保護者を対象とした姫路市が実施する学校施設に関するアンケート調査について、集計結果の分析

(3) 地域連携のあり方の検討

地域社会（大学等の教育機関、企業、地域コミュニティ）とのつながりを教育に活かすための連携内容の検討

(4) 施設機能・規模の検討

上記を踏まえ、整備する施設の機能、規模について検討

【基本計画】

基本構想で検討した内容を踏まえ、必要な諸室の構成・面積に基づいた施設規模の精査及び設備等の検討を行う。

(5) 現状把握及び前提条件の整理（建築・技術的調査）

- ア) 建設予定地の現況調査
土地利用状況、騒音調査（2ヵ所、24h×2回）、姫路市が実施した土壌汚染・地歴調査の整理
- イ) 法規制の整理
都市計画法、建築基準法、バリアフリー法、学校教育法に基づく学校設置基準等法規制の把握、風営法等の影響調査
- ウ) 周辺環境調査
運動により施設機能を高めることが期待される周辺公共施設・民間施設の把握、日影規制及び日照影響の検討
- エ) 行政・技術動向の把握
学校施設整備指針、補助制度、ZEB、耐震等防災機能強化に関する規定の把握
- オ) 交通現況調査及び将来予測

周辺の道路（車道・歩道）交通量（学校周辺 4 ヶ所）及び公共交通機関（神姫バス、山陽電鉄）の利用状況についての現況把握及び開校後の予測

（6）施設計画案（3案程度）の作成と比較検討

下記の視点を踏まえ、校舎及び附属施設・設備の規模、構造、工法について比較検討を行う。

- ア) 生徒、教職員、一般利用者の動線及び周辺道路等の車両・歩行者通行量予測に基づく適切な歩行者アプローチ（正門・副門等）の検討。特に、接面道路それぞれの交通特性、山陽電鉄手柄駅、整備予定である駅前広場からの連続性を考慮し、安全性及び利便性の高い正門、副門の位置を比較・検証すること。
- イ) 発注者が契約後に提示する諸室構成を踏まえ、地域に開かれた学校施設とするためのレイアウト（教室部門、管理部門等の校舎の配置）、運動施設及び附属施設の配置
- ウ) 周辺の住環境、交通への影響、地域との親和性に配慮した景観及び周辺施設との連動性の検討
- エ) 車両・歩行者動線の比較検討及び公共交通機関からのアプローチ検討
- オ) 教育内容の充実及び地域の魅力向上に資する関連施設の検討
- カ) 各案のボリューム感が把握できる周辺建物を含めた簡易鳥瞰図（直方体等の簡易形状で可）の作成
- キ) 各案の整備費用の試算

以下（7）～（9）は、（6）で作成した施設計画案の中から姫路市が選定した1案について検討を行い、基本計画案を作成するものとする。

（7）施設計画の具体化

- ア) 発注者が契約後に提示する諸室構成を踏まえた各室の必要面積、要求性能の整理
- イ) 各階配置案（部屋同士の相関関係・諸室間の動線計画の整理）の作成
- ウ) イメージ図（主要な諸室における生徒の活動や利用シーンを表現したもの）の作成

（8）技術・環境・防災計画等

- ア) ZEB 目標レベル毎の費用比較及びユニバーサルデザインを考慮した設備仕様の検討
- イ) 災害時の指定避難所としての機能（避難者受け入れフロー、防災井戸、マンホールトイレ等防災設備）の検討
- ウ) 一般開放エリア運用（開閉）ルール、セキュリティラインの検討
- エ) 施設機能を他の機能に容易に転用できるなど、生徒数の変動に対応できる施設・設備仕様の検討
- オ) 姫路市立姫路高等学校・琴丘高等学校・飾磨高等学校の発展的統合校であることを踏まえたメモリアルゾーン等の検討

（9）実務調整及び事業計画の策定

- ア) 関係機関協議の支援
警察、道路管理者、交通事業者等との協議同席及び資料作成

イ) 市立高校周辺整備事業との連携

交通量子測等を踏まえた周辺道路、山陽電鉄手柄駅前広場整備等関連事業の整備主体との整備内容検討（敷地南側歩道幅員、支障物の移設等）、整備内容を踏まえた埋蔵文化財発掘調査範囲の設定及び工程案の作成

ウ) 事業計画の策定

概算事業費、財源、運営コスト、費用便益（B/C）の算出及び KPI 指標、設計・工事期間並びに関連事業との工程整合を図った整備スケジュールの作成

エ) PPP/PFI 導入可能性調査（従来方式、DB、PFI 等の比較、民間市場調査（6～10 者程度）

VFM の算出、事業スキーム案の作成）の実施と調査結果を踏まえた事業手法の検討（スケジュール整理を含む）

6 打ち合わせ及び記録

打ち合わせは、業務着手時のほか、市担当者または業務担当責任者が必要と認めた時にこれを行う。打ち合わせの実施後は、要旨の記録を速やかに作成し、市担当者に提出すること。

7 成果品、提出部数等

受託者は、本業務の完了に際し、次に掲げる成果品を姫路市に提出すること。

(1) 業務報告書 1部

業務において作成した資料に打ち合わせ記録簿を添えて、A4 版ファイルに綴じること。

(2) 基本構想案 5部

文書等は A4 サイズ、図面等は A3 サイズを原則とする。

(3) 基本計画案 5部

文書等は A4 サイズ、図面等は A3 サイズを原則とする。

(4) 簡易鳥瞰図（A3 サイズ） 3面

(5) イメージ図（A3 サイズ） 5面

(6) PPP/PFI 導入可能性調査・総合評価報告書 各1部

(7) 上記成果品の電子データ（CD-R） 2枚

※文書等のデータ形式は docx または xlsx、図面等のデータ形式は jww または dxf とする。

またすべてのファイルを pdf にしたものも添付すること。

8 その他

(1) 受託者は、本業務の実施に当たり、関係法令等を遵守しなければならない。

(2) 受託者は本業務を進めるに当たって知り得た事項について、姫路市が公表する以外の事項について一切の事項を他に漏らしてはならない。

(3) 仕様書等に定める事項及び本業務の実施に際し疑義が生じた場合は、姫路市と速やかに協議し、その指示に従うこと。

(4) 仕様書等に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議する。

(5) 諸般の事情により、姫路市が必要と認めるときは、協議の上、契約の内容を変更することがある。この場合において業務委託料を変更する必要があるときは協議により定める。

- (6) 本業務の実施にあたり、関係機関との調整に不測の日数を要する場合や、その他やむを得ない事由により年度内の完了が困難と見込まれる場合は、予算の繰越しに係る議会の議決を経た上で、業務期間を延長することがある。
- (7) 本事業の実施にあたっては、都市構造再編集集中支援事業費補助金を活用して整備を行うことを前提としており、同事業の採択及び交付決定に必要な要件を十分に把握した上で、計画策定及び必要な支援を行うものとする。
- (8) 関係計画等 URL
- ア) 姫路市教育大綱
(<https://www.city.himeji.lg.jp/shisei/cmsfiles/contents/0000011/11793/kyouikutaikou.pdf>)
 - イ) 第3期姫路市教育振興基本計画
(<https://www.city.himeji.lg.jp/kurashi/cmsfiles/contents/0000028/28838/sankizenbun.pdf>)
 - ウ) 姫路市立高等学校在り方方針
(<https://www.city.himeji.lg.jp/kurashi/cmsfiles/contents/0000024/24883/housin.pdf>)
 - エ) 学校施設長寿命化計画
(<https://www.city.himeji.lg.jp/kurashi/cmsfiles/contents/0000016/16243/gakkousisetutyoutyummyoukakeikakuminaosi.pdf>)